

令和 7 年 度

三八の教育

青森県教育庁 三八教育事務所

〒039-1101 青森県八戸市大字尻内町字鴨田7

電 話 0178 (27) 4521、(27) 5130

FAX 0178 (27) 2847

E-mail E-SANPACHI@pref.aomori.lg.jp (教育事務所代表)

sanpachi_kyouiku@pref.aomori.lg.jp (教育課直通)

URL <http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-sanpachi/38-zimusyo-home.html>

目 次

一人一人が輝く豊かなで幸せな未来への羅針盤として	三八教育事務所長	2
I 青森県教育振興基本計画（10の施策）		3
II 令和7年度学校教育指導の方針と重点		3
令和7年度社会教育行政の方針と重点		4
令和7年度体育・健康・スポーツ行政の方針と重点		6
令和7年度文化財保護行政の方針と重点		7
		8

【 学 校 教 育 】

I 令和7年度学校教育の年頭提言		10
II 令和7年度学校教育の指導の方針と重点		
〔1〕 指導の方針		11
〔2〕 指導の重点		
1 授業の充実		13
2 道徳教育の充実		16
3 特別活動の充実		18
4 体育・健康教育の充実		20
5 生徒指導の充実		23
6 キャリア教育の充実		27
7 特別支援教育の充実		29
8 環境教育の推進		31
9 国際化に対応する教育の推進		33
10 情報化に対応する教育の推進		35
11 研修の充実		37
12 複式教育の充実		39
13 幼稚園教育の充実		40
□ 参考資料一覧		42
III 指導の体制		
〔1〕 指導の形態・組織		46
〔2〕 指導の実施要項		46
1 計画訪問		46
令和7年度学校訪問における話合いの具体的項目		48
2 要請訪問Ⅰ		50
3 要請訪問Ⅱ		50
〔3〕 研修計画書、研修実施報告書の提出		51
〔4〕 自主発表会		51
〔5〕 三戸郡教育振興会委託研修関係		51
IV 教育指導参考資料		
〔1〕 「生きる力」「確かな学力」「基礎・基本」「基礎学力」について		52
〔2〕 学習指導案の作成について		54
〔3〕 複式指導における「ずらし」と「わたり」		66
〔4〕 キャリア教育で培いたい資質、能力、態度		68
〔5〕 「校長及び教員の資質の向上に関する指標」及び「青森県教職員研修計画」について		70
V 各種手続等		
〔1〕 生徒指導及び事故等に関する報告・派遣について		78
〔2〕 特別非常勤講師の制度と活用について		80
〔3〕 特別支援教育巡回相談員制度について		81
〔4〕 欠席届について		83
VI 令和7年度三八教育事務所関係提出書類・報告事項等一覧(学校教育関係)		84
VII 令和7年度三八管内研究委託校・研究大会一覧		
〔1〕 三八管内の研究委託校(指定)		86
〔2〕 三八管内開催の研究大会		86
VIII 令和7年度学校教育主要事業等一覧		87

【 社 会 教 育 】

I 令和7年度社会教育の年頭提言		90
II 令和7年度社会教育の方針と実践の重点		
〔1〕 方針		91
〔2〕 実践の重点		
1 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成		92
2 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成		94
3 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進		95
4 社会教育推進のための基盤整備		96
5 地域スポーツの推進		98
6 文化財の保存と活用		100
III 令和7年度社会教育主要事業一覧		101
【資料】 令和7年度社会教育の年頭提言と方針の関連図		103

【 総 務 課 関 係 】

学務関係	106
------	-----

【 資 料 編 】

【三八管内小中学校・市町村教育委員会等一覧】	112
【三八教育事務所機構図・事務分掌】	118

一人一人が輝く豊かで幸せな未来への羅針盤として

三八教育事務所
所長 山本 篤実

管内各学校においては、こどもたちが予測困難な時代を生き抜いていく力を身に付けられるよう、対話を重視した協働的な学びや地域の強みを生かした体験活動など、特色ある教育活動が行われています。社会教育においては、学校・家庭・地域の連携・協働による地域の活性化や郷土に誇りを持たせるための取組が進められています。各学校並びに関係諸機関の皆様方には、それぞれの目標の達成に向けて取り組んでいただいていることに対しまして、厚く御礼申し上げます。

さて、学習指導要領では、こどもたちが未来の社会を切り拓いていくために必要な資質・能力の確実な育成を目指し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を求めています。また、こどもたちに求められる資質・能力について社会と共有・連携する「社会に開かれた教育課程」の実現も重視されています。さらに、各学校の実情等を踏まえて、学校の教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成、実施、評価、改善していく「カリキュラム・マネジメント」に努めることも求められています。

そのような中、青森県では、行政運営の基本方針として「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」を策定するとともに、県基本計画のめざす姿の実現に向け、教育施策における目標や方針を示した個別計画として「青森県教育施策の大綱 あおもり未来教育ビジョンVer. 1.0」を策定しており、学校教育改革について、次の三つの柱を掲げ取組を進めることとしています。

I. 学校の働き方改革、教職員のウェルビーイング向上〈教職員の余白づくり〉

II. 教育DX、学びの環境アップデート〈こどもたちの学びの環境づくり〉

III. 学校の経営力強化〈教育改革の出発点〉

これらを踏まえ、青森県教育委員会では、令和10年度までの本県教育の進むべき方向性等を「青森県教育振興基本計画」で示し、さらに、今後取り組むべき具体的な施策・事業や、その進捗状況を効果的に把握するための指標を「アクションプラン」で示しており、次の三つの政策・施策体系に沿って、各取組を推進することとしています。

I. あおもりの未来をつくるこどもたちのための学校教育改革

II. 元気な地域づくり・人づくり

III. 文化・スポーツの振興

特に、青森県教育委員会では、未来を担うこどもたちをまんなかに見据えた教育に力点を置いた取組を進めていくこととしており、各学校においては、全教職員の共通理解のもと、地域や学校の実態に即した教育実践を進めるようお願いいたします。併せて、一人一人のこどもの「生きる力」の育成を図るとともに今日的な教育課題に対応していくために、教職員自らが自覚と課題意識をもち、「校長及び教員の資質の向上に関する指標」、「青森県教職員研修計画」を基に、それぞれのキャリアステージに応じて資質の向上に努めるようお願いいたします。

三八教育事務所といたしましても、令和7年度版の「三八の教育」が、管内市町村教育委員会、各学校、関係諸機関等が取組を進める際の「羅針盤」として活用していただけるよう、青森県教育振興基本計画、青森県教育施策の方針、各教育分野の方針と重点等を踏まえ、一層の改善・充実を図ったところです。

本冊子が多くの関係者の方々の目に触れ、幅広く活用されますとともに、三八管内の教育の推進に当たって、これまで同様に御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

I 青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指します。このため、
夢や志の実現に向け、知、徳、体を育む学校教育
学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育
次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用
活力、健康、感動を生み出すスポーツ
を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

II 青森県教育振興基本計画（10の施策）

I あおもりの未来をつくるこどもたちのための学校教育改革

- 施策1 「知・徳・体」の調和の取れた「生きる力」の育成
- 施策2 グローバル社会への対応と主体的に社会に参画する学びの推進
- 施策3 「生きる・働く・学ぶ」をつなぐキャリア教育の推進
- 施策4 多様な教育的ニーズへの対応
- 施策5 こどもの学びを支える教育環境の整備ときめ細かな指導の充実に向けた人財の確保・育成
- 施策6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

II 元気な地域づくり・人づくり

- 施策7 地域の強みを生かした地域づくりと人づくり
- 施策8 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

III 文化・スポーツの振興

- 施策9 歴史・文化の価値や魅力に対する理解と活用の促進
- 施策10 楽しく体を動かしスポーツに親しむ環境づくりと競技力の向上

（青森県教育振興基本計画「アクションプラン」より）

令和7年度 学校教育指導の方針と重点

青森県教育委員会

1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

2 重点

(1) 授業の充実

一人一人のこどもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

イ 「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化

ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

オ 学校図書館やICTなどを活用した、こどもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

(2) 道德教育の充実

一人一人のこどもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道德性の育成に努める。

ア 道德教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

イ 道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

エ 道德科における学習状況及び道德性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

(3) 特別活動の充実

一人一人のこどもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

ア 自主的、実践的に取り組む学級活動・ホームルーム活動の工夫

イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

(4) 体育・健康教育の充実

一人一人のこどもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

エ 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

(5) 生徒指導の充実

一人一人のこどもが、個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばすことができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調として支えとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

- イ 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級・ホームルーム経営の充実
- ウ 児童生徒理解に基づいた教育相談の充実
- エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

(6) キャリア教育の充実

- 一人一人のこどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。
- ア キャリア教育指導体制の整備・充実
- イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
- ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

- 発達障がいを含む障がいのあるこどもなど特別な配慮を必要とするこどもが、障がい等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。
- ア 校内支援体制の充実
- イ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
- ウ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
- エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

- 一人一人のこどもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。
- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫
- ウ 環境に関わる体験活動の充実

(9) 国際化に対応する教育の推進

- 一人一人のこどもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。
- ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

- 一人一人のこどもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。
- ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- イ 学習指導におけるICTの適切な活用の推進
- ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
- エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

(11) 研修の充実

- 教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。
- ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
- イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- ウ 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
- エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

令和7年度 社会教育行政の方針と重点

青森県教育委員会

1 方 針

県民一人ひとりが、ウェルビーイング^{※1}の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

2 重 点

(1) 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財^{※2}の育成

- ア コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- イ キャリア教育支援の仕組みづくりの推進
- ウ こどもの読書活動の充実
- エ 家庭教育支援体制の充実
- オ こどもの体験活動の推進

(2) 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

- ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成
- イ 郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成
- ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

(3) 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

- ア 県民の学び直しやリカレント教育の推進
- イ 県民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進
- ウ 性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進

(4) 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員等の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援

※1 身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

※2 人は青森県にとって「財（たから）」であるという基本的な考え方から、ここでは「人材」を「人財」と表しています。

令和7年度 体育・健康スポーツ行政の方針と重点

青森県教育委員会

1 方 針

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

2 重 点

(1) 学校における体育・スポーツの充実

児童生徒が、豊かなスポーツライフの実現を目指し、自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、学校における体育・スポーツの充実に努める。

- ア 教科体育（保健体育）における学習指導の充実
- イ 体力の向上を図る指導の充実
- ウ 体育（保健体育）担当教員等の研修の充実
- エ 運動部活動の充実

(2) 健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、学校、家庭、地域社会の連携を図り、学校保健、学校における食育及び学校安全を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

- ア 学校保健の充実
- イ 学校における食育の充実
- ウ 学校安全の充実
- エ 健康教育担当教員等の研修の充実

(3) スポーツの推進

県民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりの充実に努め、スポーツの推進に努める。

- ア 県民のスポーツ参画人口の拡大
- イ スポーツを通じた活力ある社会の実現
- ウ 本県の競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化

(4) 第80回国民スポーツ大会に向けた競技力向上の推進

2026年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会での天皇杯・皇后杯の獲得に向けた総合的な競技力向上に努める。

令和 7 年度文化財保護行政の方針と重点

青森県教育委員会

1 方 針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

2 重 点

(1) 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める。

ア 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発

イ 文化財の調査や記録作成の実施

ウ 国や県の文化財指定等の推進

エ 文化財の保存・修理等の支援

(2) 文化財の公開・活用

県民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

ア でじたる技術の活用等による文化財の公開・活用の促進と情報発信

イ 史跡等の公有化や整備の支援

ウ 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値や魅力の発信、認知度向上及び
受入態勢の充実

(3) 伝統芸能・技術の継承

地域で生まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

ア 伝統芸能・技術の後継者の育成支援と発表機会の充実

イ こどもの伝統芸能伝承活動の推進

(4) 博物館等施設の機能の充実

県民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

ア 県立郷土館の資料の収集・保管、展示、調査研究、教育普及活動の充実と情報発信

イ 三内丸山遺跡センターの遺跡に関する調査研究、遺跡及び遺跡の出土品の保存、
遺跡に関する資料の展示、教育普及活動の充実と情報発信

ウ 埋蔵文化財調査センターの発掘調査、研究活動、出土品等の保存・活用の充実と
情報発信